

(報酬)

第1条 特別職の職員で非常勤のもの(以下「特別職の職員」という。)の報酬は、別表のとおりとする。

(平20条例29・一部改正)

(重複給与の禁止)

第2条 村長、副村長、教育長及び常勤の監査委員が特別職の職を兼ねるとき並びに一般職に属する常勤の職員が特別職の職を兼ねるときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき報酬は支給しない。

(平19条例6・平27条例5・一部改正)

(費用弁償)

第3条 特別職の職員が公務のため旅行したとき又は委員会等に出席するため旅行したときは、その旅行(住所又は居所から目的地までの旅行をいう。)について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表に掲げる職に相当する職員の受ける旅費の額に相当する額を支給する。

3 前項に定めるもののほか、特別職の職員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

4 別表の嘱託員の欄以下に掲げる者が勤務のためその住居と勤務を命じられた在勤庁との間を往復する場合には、費用弁償として通勤に要する経費を一般職の職員の例により支給する。

(平11条例28・平15条例20・平19条例6・一部改正)

(規則への委任)

第4条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

附 則(昭和41年条例第6号)

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則(昭和42年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和42年条例第10号)

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則(昭和43年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和43年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和43年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年9月1日から適用する。

附 則(昭和45年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則(昭和45年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、納税協力員の改正規定については、昭和45年4月1日から適用する。

附 則(昭和46年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、農業共済評価委員の改正規定は、昭和46年4月1日から適用する。

附 則(昭和47年条例第6号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和47年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年条例第5号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、ごみ焼却場運営協議会委員の改正規定は、昭和49年2月15日から適用する。

附 則(昭和50年条例第10号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、「消費生活モニター」の改正規定は、昭和50年5月1日から適用する。

附 則(昭和51年条例第1号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。ただし、事務(技術)嘱託の改正規定は、昭和50年10月1日から適用する。

附 則(昭和51年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則(昭和51年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則(昭和51年条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年条例第8号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年条例第3号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年条例第3号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年11月1日から適用する。

附 則(昭和55年条例第3号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年8月31日から適用する。

附 則(昭和56年条例第5号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年条例第6号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年条例第4号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年条例第9号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和61年3月14日から適用する。

附 則(昭和61年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年条例第1号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年条例第11号)

この条例は、昭和63年8月1日から施行する。

附 則(昭和63年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年条例第5号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。ただし、公平委員会の項については、昭和64年1月1日から適用する。

附 則(平成元年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年条例第1号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成3年条例第4号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成4年条例第3号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年条例第4号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成5年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則(平成5年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年条例第8号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年条例第11号)

この条例は、平成6年7月1日から施行する。

附 則(平成7年条例第6号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成7年条例第17号)

この条例は、平成7年6月30日から施行する。

附 則(平成8年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則(平成9年条例第1号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年条例第2号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成10年条例第15号)

この条例は、平成10年7月1日から施行する。

附 則(平成10年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年条例第7号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第19号)

この条例は、平成11年7月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第28号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第34号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第42号)

この条例は、平成12年7月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第7号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年条例第6号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年条例第1号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年条例第4号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年条例第27号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年条例第2号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年条例第7号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表に産業医の項を加える改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第6号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第32号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年条例第5号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の東海村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び東海村特別職報酬等審議会条例の規定は、平成20年9月1日から適用する。

附 則(平成21年条例第14号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第3号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第5号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第17号)

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第21号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第2号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第21号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定、第3条の改正規定及び第6条の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第1号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第6号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第16号)抄
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年条例第5号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(東海村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に改正法附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する
場合においては、第2条の規定による改正後の東海村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁
償に関する条例第2条及び別表教育委員会の項の規定は適用せず、改正前の東海村特別職の職員で非
常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第2条及び別表教育委員会の項の規定は、なおその効力
を有する。

附 則(平成27年条例第29号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第8号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第34号)

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第6号)

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の別表農業委員会の部及び農地利用最適化推進委員の部の規定は、平成28
年4月1日から適用する。

附 則(平成30年条例第4号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第1条、第3条関係)

(平5条例22・平6条例8・平6条例11・平7条例6・平7条例17・平8条例7・平9条例1・平10条例
2・平10条例15・平10条例22・平11条例7・平11条例19・平11条例28・平12条例34・平12条例
42・平13条例7・平13条例27・平14条例6・平14条例22・平15条例1・平15条例20・平15条例
25・平16条例4・平16条例21・平16条例23・平16条例27・平17条例2・平17条例13・平18条例
7・平18条例39・平19条例6・平19条例23・平19条例32・平20条例5・平21条例14・平22条例3・
平23条例5・平23条例21・平24条例17・平24条例21・平25条例2・平25条例21・平26条例1・平
26条例6・平26条例16・平26条例18・平26条例22・平27条例5・平27条例29・平28条例8・平28

職名		区分	金額	旅費(相当する職)
教育委員会委員		月額	35,000円	副村長
選挙管理委員会	委員長	〃	27,000円	〃
	委員	〃	25,000円	〃
監査委員	識見を有する者選任委員	月額	65,000円	〃
	議会議員選任委員	〃	50,000円	〃
農業委員会	会長	月額	45,000円	〃
		農地利用最適化に係る活動1日につき	予算の範囲内で村長が定める額	
	会長代理	月額	40,000円	〃
		農地利用最適化に係る活動1日につき	予算の範囲内で村長が定める額	
	委員	月額	37,000円	〃
		農地利用最適化に係る活動1日につき	予算の範囲内で村長が定める額	
農地利用最適化推進委員		月額	35,000円	〃
		農地利用最適化に係る活動1日につき	予算の範囲内で村長が定める額	
固定資産評価審査委員会委員		日額	8,000円	〃
投票所の投票管理者		1日につき	12,600円	〃
期日前投票所の投票管理者		〃	11,100円	〃
開票管理者		1回につき	10,600円	〃
選挙長		1日につき	10,600円 ただし、選挙会事務にあっては1回につき 10,600円	〃
投票所の投票立会人		〃	10,700円 ただし、投票所の投票立会人として	〃

			従事した時間が8時間未満のものにあつては、5,350円	
期日前投票所の投票立会人	〃		9,500円 ただし、期日前投票所の投票立会人として従事した時間が8時間未満のものにあつては、4,750円	〃
開票立会人	1回につき		8,800円	〃
選挙立会人	〃		8,800円	〃
特別職報酬等審議会委員	日額		7,000円	〃
防災会議	委員	〃	7,000円	〃
	専門委員	〃	7,000円	〃
国民保護協議会	委員	〃	7,000円	〃
	専門委員	〃	7,000円	〃
総合計画審議会	委員	〃	7,000円	〃
	臨時専門委員	〃	7,000円	〃
環境審議会委員	〃		7,000円	〃
統計調査員	年額		9,000円	〃
民生委員推薦委員	日額		7,000円	副村長
青少年問題協議会委員	〃		7,000円	〃
青少年センター運営協議会委員	〃		7,000円	〃
青少年相談員	年額		34,000円	〃
	指導1回につき		2,200円	〃
一般廃棄物処理施設運営協議会委員	日額		7,000円	〃
国民健康保険運営協議会委員	〃		7,000円	〃
嘱託医師	産婦人科医	月額	23,000円	〃
	小児科医	年額	120,000円	〃
保育所医	〃		1保育所当たり 114,000円	〃
保育所歯科医	〃		1保育所当たり 114,000円	〃
産業医	月額		90,000円	〃
土地区画整理事業	審議会委員	日額	7,000円	〃
	評価員	〃	7,000円	〃
消防団	団長	年額	130,000円	〃
	副団長	〃	88,000円	〃

	分団長	〃	53,000円	一般職
	部長	〃	34,000円	〃
	班長	〃	28,000円	〃
	団員	〃	25,000円	〃
社会教育委員		日額	7,000円	副村長
公民館運営審議会委員		〃	7,000円	〃
スポーツ推進委員		〃	7,000円	〃
文化財保護審議会	委員	〃	7,000円	〃
	専門委員	〃	7,000円	〃
学校医		年額	1学校当り 156,000円	〃
学校薬剤師		〃	1学校当り 108,000円	〃
学校歯科医		〃	1学校当り 156,000円	〃
教育支援委員会	委員	日額	7,000円	〃
	専門委員	〃	7,000円	〃
民間交通指導員		月額	7,000円	一般職
図書館協議会委員		日額	7,000円	副村長
公共下水道事業審議会委員		〃	7,000円	〃
補助金等審議会委員		〃	7,000円	〃
原子力施設排水監視会委員		〃	7,000円	〃
情報公開・個人情報保護審査会委員		〃	7,000円	〃
行政不服審査会委員		〃	7,000円	〃
行政不服審査専門員		〃	30,000円	一般職
男女共同参画推進委員会委員		〃	7,000円	副村長
介護認定審査会	会長	〃	20,000円	〃
	委員	〃	18,000円	〃
障害支援区分審査会	会長	〃	20,000円	〃
	委員	〃	18,000円	〃
スクールカウンセラー		〃	40,000円	〃
準スクールカウンセラー		〃	21,600円	〃
発達支援カウンセラー		〃	40,000円	〃
発達支援言語聴覚士		〃	22,800円	〃
青少年カウンセラー		〃	40,000円	〃
いじめ問題対策委員会委員		〃	7,000円	〃
いじめ問題再調査委員会委員		〃	7,000円	〃
原子力安全対策懇談会委員		〃	7,000円	〃

住居表示審議会委員		7,000円	〃
都市計画審議会	委員	7,000円	〃
	臨時委員	7,000円	〃
	専門委員	7,000円	〃
緑化審議会委員		7,000円	〃
自治基本条例推進委員		5,000円	〃
子ども・子育て会議委員		5,000円	〃
参与		12,000円	一般職
嘱託員	月額	300,000円以内の額 で村長が定める額	〃
	日額	12,000円以内の額 で村長が定める額	〃
原子力専門技術者	月額	350,000円以内の額 で村長が定める額	〃
特別青少年相談員	〃	200,000円以内の額 で村長が定める額	〃
教育指導員	〃	200,000円以内の額 で村長が定める額	〃
幼稚園長	〃	200,000円以内の額 で村長が定める額	〃
スタディ・サポーター	〃	300,000円以内の額 で村長が定める額	〃
中央公民館長	〃	200,000円以内の額 で村長が定める額	〃
心の居場所づくり推進相談員	〃	200,000円以内の額 で村長が定める額	〃
発達支援コーディネーター	〃	150,000円以内の額 で村長が定める額	〃
学校図書館指導員	〃	200,000円以内の額 で村長が定める額	〃
教科特別指導員	〃	300,000円以内の額 で村長が定める額	〃
介護相談員	〃	150,000円以内の額 で村長が定める額	〃
発達支援センター相談員	〃	200,000円以内の額 で村長が定める額	〃
外国語指導講師	〃	300,000円以内の額 で村長が定める額	〃

備考 嘱託員の欄以下に掲げる者が、別に定める事由により正規の勤務時間外の勤務又は正規の勤務時間が割り振られた日以外の日の勤務(以下「時間外勤務等」という。)を命ぜられた場合は、この表に定める額の報酬に加え、[東海村職員の給与に関する条例\(昭和32年東海村条例第63号。以下「給与条例」という。\)](#)第14条から第17条までの規定の例により算出して得た額を、時間外勤務等に対する報酬として支給する。この場合において、[給与条例](#)の規定中「時間外勤務手当」とあるの

は「時間外勤務に対する報酬」と、「職員」とあり、及び「育児短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員」とあるのは「特別職の職員」と、「給与額」とあるのは「報酬額」と、「休日勤務手当」とあるのは「休日勤務に対する報酬」と、「夜間勤務手当」とあるのは「夜間勤務に対する報酬」と、「次の各号のいずれかに掲げる額」とあるのは「報酬の額」と読み替えるものとする。